

事 務 連 絡  
平成23年9月16日

都道府県消防防災主管課 御中

消防庁予防課

住宅防火対策推進協議会による「平成23年度高齢者等への住宅防火対策モデル事業」の実施について

今般、住宅防火対策推進協議会（事務局：財団法人日本防火・危機管理促進協会）より標記モデル事業を実施する旨のお知らせがありましたので、事業概要を送付いたします。

本事業は、火災発生時に避難などの対応が困難となり易い高齢者や障がい者（以下「高齢者等」という。）を対象として、住宅用火災警報器（無線式）を設置するとともに、高齢者等の避難を補助する者に報知できる装置を設置するものであり、住宅防火対策の推進に寄与することが期待されますので、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨周知していただくようよろしくお願い申し上げます。

なお、本事業への応募要領等につきましては、追って財団法人日本防火・危機管理促進協会より送付されます案内文に記載されていますことを申し添えます。

<担 当>

消防庁予防課予防係 児玉 根本

TEL：03-5253-7523

日防危協第 116 号  
平成 23 年 9 月 14 日

総務省消防庁  
予防課長 渡邊 洋己 殿

財団法人日本防火・危機管理促進協会  
理事長 伊藤 廉



平成 23 年度高齢者等への住宅防火対策モデル事業について(お願い)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、当協会の業務につきまして、平素から格別のご指導ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、住宅防火対策につきましては、平成 13 年 4 月に策定された「住宅防火基本方針」に基づき推進しているところですが、我が国の住宅火災による死者は、平成 15 年から 8 年連続して 1,000 人を超える高い水準で推移しています。このうち 65 歳以上の高齢者が占める割合が約 6 割となっており、今後の高齢化の進展とともにさらに増加することが懸念される状況にあります。

そこで、住宅防火対策推進協議会における事業の一環として、火災発生時に避難などの対応が困難となり易い高齢者や障害者（以下「高齢者等」という。）を対象として、住宅用火災警報器を設置するとともに、高齢者等の避難を補助する者に報知できる装置を設置する事業を行うこととしています。

本年度は、平成 21 年度・22 年度に実施した同モデル事業の方式とは若干内容を異にしており、避難補助者を特定しない方式を採用しています（事業概要は別紙参照）。

つきましては、この事業の円滑な実施を図るため、各都道府県の協力が得られますよう貴職からご高配を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

(財)日本防火・危機管理促進協会  
小河原

TEL 03 (3593) 2823

FAX 03 (3593) 2832

## 高齢者等への住宅防火対策モデル事業

住宅防火対策推進協議会  
財団法人日本防火・危機管理促進協会

## 1 目的

火災発生時に避難などの対応が困難となり易い高齢者のみが居住する住宅や障害者を構成員とする住宅（以下「高齢者等宅」という。）が火災となったときに、付近の住民が高齢者や障害者（以下「高齢者等」という。）の避難を助ける応援体制が地区に整っていることを前提として、高齢者等宅に新たに設置した住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の鳴動を高齢者等宅の周囲に報知できる装置を設置する事業をモデル事業として提案する。

## 2 設置のための要件

## (1) 設置数

一の消防本部内に、15程度の装置が設置できること。

## (2) 設置地区

ア 消防本部内の2～3の特定の地区に集中して設置できること。

イ 特定の地区として、町内会や自主防災組織等で、高齢者等の避難を助ける応援体制が整っている、又は整えるための調整が可能であること。

## (3) 設置期間

**平成23年11月15日から平成24年1月31日**までに設置できること  
(一消防本部当たりの設置工事期間は概ね3日から4日の予定で、装置の設置日時、設置個所等は、本事業を実施することになった消防本部と当協会が委託した設置業者との打ち合わせにより設置する)。

## (4) 高齢者等宅

65歳以上のみの高齢者住宅又は障害者手帳の交付を受けている方を構成員とする住宅であること。

## 3 機器の設置内容

(1) 高齢者等宅の寝室の天井又は壁面上部に1基の住警器を設置する（取り付け工事を含む）。

(2) 当該高齢者等宅の屋外の軒下など雨水が直接当たらない位置に、(1)で設置した住警器に連動する警報装置を設置する（取り付け工事を含む）。

(3) (2)の警報装置の屋内側直近に無線中継装置を設置する（取り付け工事を含む）。

注1：住警器（電池式、無線式）は一定濃度の煙を感知すると警報音及び音声により鳴動する。

注2：警報装置は屋外用の防滴性能を有し、AC電源を用いたもので、(1)の住警器に連動して光と警報音により警報を発する。

注3：無線中継装置（電池式、無線式）は、住警器の無線信号を受信し、警報装置に有線で火災信号を送信する。

#### 4 機器の設置条件

- (1) 警報装置の電源配線のために、警報装置を設置する壁面に直径10～15ミリメートルの貫通工事を行う（通線後埋め戻し処置を行う）。
- (2) **高齢者等宅が木造建築**であることが必要で、警報装置を設置する壁面の材質がタイル、レンガ及び大理石は不可（モルタル、トタン、アルミ等は可）である。
- (3) 警報装置を設置するための作業スペースが確保できること（外壁側に脚立等を立てるスペースがとれること）。
- (4) 警報装置の電源として、無線中継装置を設置する屋内にコンセント一口が必要となる。（プラグ付のACアダプターをコンセントに差し込んで使うもので、一旦無線中継装置の端子に接続し、さらに同装置から貫通穴をとおして警報装置に送電されるものであるが、無線中継装置の電源はあくまで電池である。）

#### 5 装置の維持管理

今回設置する住警器、無線中継装置及び警報装置の維持管理については、設置利用者の責任において行うこと。

#### 6 モデル事業実施消防本部等

- (1) 本事業の実施を希望する消防本部とする。希望する消防本部が多数ある場合は、予算の範囲内で10程度の消防本部を選定する。この場合、本事業の実施に現実味があるところで、かつ、昨年度まで本事業を実施していない消防本部を優先する。
- (2) 選定された消防本部は、当協会が定めた設置業者と、装置の設置前に工事内容等に関して打合せをするとともに、設置工事の立会をお願いします。

#### 7 経費の負担

- (1) 高齢者等の選定は、当該消防本部の負担とする。
- (2) 住警器、無線中継装置、警報装置などの設置及び通信確認・作動確認に係る経費は**当協会が負担**する。

#### 8 事業効果等の確認

- (1) モデル事業実施消防本部及び装置を設置した設置利用者に対して、今後の改善点、設置後の状況などをアンケートする。
- (2) モデル事業実施消防本部は本事業が完了したときに、完了した旨の報告を行う。

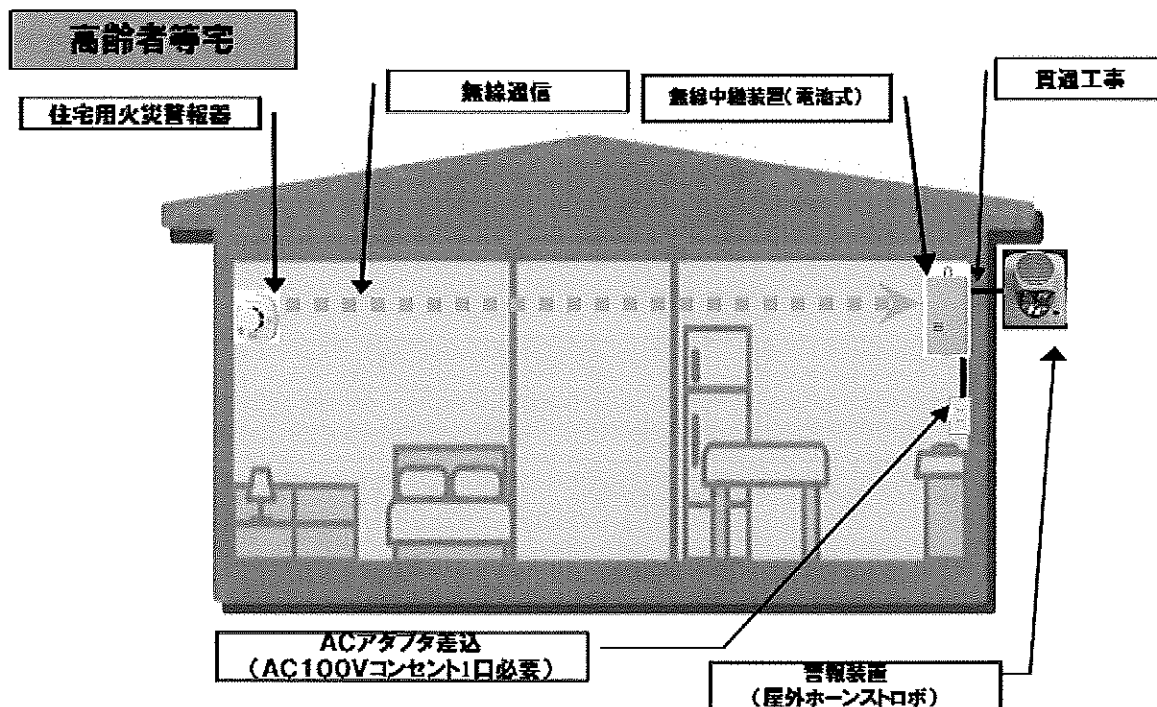
#### 9 その他

- (1) 本事業にあたって疑義が生じたときは、当該消防本部と当協会にて調整するものとする。
- (2) 今年度の本事業は、昨年度と異なり**特定の避難補助者を要さない形態**となっている。

以上

## 設置機器イメージ図

### ◆住警器(無線)+無線中継装置+警報装置(屋外ホーンストロボ)



#### 各機器の仕様

##### ①住宅用火災警報器

ホーチキ株式会社製 (鑑定品)  
 種別 光電式住宅用防災警報器  
 形式 電池方式 連動型 無線式  
 電池寿命 約10年  
 商品記号 SS-2LR-10HCC

##### ②無線中継装置

ホーチキ株式会社製 (鑑定品)  
 種別 付属装置  
 形式 電池方式 無線式  
 電池寿命 約10年  
 商品記号 SS10HCC

##### ③警報装置

サクサプレシジョン株式会社製 (米国UL認定品)  
 米国の警報器としての基準及び防滴性能基準を満たした製品 (国内では現在類似製品が販売されていない。)  
 定格電圧 DC24v、光度 110cd、音量約 120dbA  
 防滴仕様 UL1638 取得製品、待機電流値 0